

(案)

令和6年9月2日

写

岡山地方最低賃金審議会  
会 長 益田 佐和子 殿

岡山地方最低賃金審議会

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、  
冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫  
製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・  
フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、  
他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、  
サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 横山 純子

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿  
調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、  
基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空  
装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、  
サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性の有無に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月3日及び7月29日岡山地方最低賃金審議会において  
付託された標記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結  
果、全会一致で必要性ありの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡 山 地 方 最 低 賃 金 審 議 会  
岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部 会 長	横 山 純 子	弁護士
部会長代理	米 山 毅 一 郎	岡山大学学術研究院法務学域 教授
	富 永 優 子	岡山県社会保険労務士会 理事

労働者代表委員

井 上 明 夫	J A M ヤンマーアグリ労働組合 書記長
国 友 雅 彦	J A M 山陽岡山県連絡会 事務局長
西 崎 知 佳	日本労働組合総連合会岡山県連合会 副事務局長

使用者代表委員

上 田 哲 也	協同組合岡山鉄工センター 事務局長
田 中 三 郎	みのる産業(株) 企画部 部長
鶴 海 元	カーツ(株) 監査役